

答申内容を踏まえた足立区の今後の対応

	答申内容	具体的な対応策	実施時期
1	生活保護の申請意思が不明な場合でも相談者に明確な意思確認を行う	全ての職員が相談時に生活保護法で定める事項を漏れなく説明できるチェックリストを新たに作成する	令和6年4月から実施
2	相談の継続を具体的に確認する	具体的には以下の項目を盛り込む	
3	申請に際して、必要な事項の説明漏れを防ぐチェックリストを作成する	① 生活保護の申請意思が不明な場合も明確な意思確認を行う ② 申請意思がない場合でも次回相談日時を決めるなど相談の継続性を具体的に確認する	
4	保護の緊急性や必要性の判断について、相談職員の経験に基づくのではなくフローチャートを作成する また、話法・技法修得の研修体制を構築する	上記チェックリストとの整合性をはかり新たにフローチャートを作成する 専門の講師による話法・技法習得の研修を実施する	【フローチャート】 令和6年5月から実施 【研修】 令和6年度上半期に実施 (以降、毎年度実施)
5	生活保護法及び関連する法の知識を持ち、法の運用に精通した人事配置が必要	足立福祉事務所に法務分野の複線型人事制度を活用した人事配置を目指す	令和7年4月から実施 (令和6年度中に準備)
6	相談者に住まい・施設に関する説明を行う際の資料・パンフレットを充実させる	居所のない相談者に対して施設等の視覚的で分かりやすい資料を新たに作成する	令和6年5月から実施

	答申内容	具体的な対応策	実施時期
7	住まい・施設に関する相談員からの説明内容について福祉事務所内での説明内容の統一化	足立福祉事務所内6福祉課統一の相談員マニュアルを新たに作成する 相談員マニュアルは研修等で活用するとともに、職員PTで継続的に内容の見直しを行う	令和6年4月から実施
8	相談者の申請保護の要件説明を尽くすため、不断の水準向上を図る	足立区職員行動指針の内容を踏まえた「足立福祉事務所版クレド」を新たに作成する クレドは福祉事務所内の職員から目の届く場所に掲げ、職員の意識改革を行う	令和6年6月から実施
9	クレド（業務姿勢・態度の基本指針）の作成が必要		
10	生活保護の相談・申請手続きにおいて第三者が関与する場合は、関与の有無に関して申請者の意思が担保されるよう、関与のルールを定める	申請者の個人情報扱う相談において、どういう場合に支援団体などの第三者の同席を認めるかといった課題を整理し、関与ルールを定める	令和6年7月から実施
11	透明性の担保のため、職員の知識や丁寧さによって相談者への対応に差が出ないようにチェックリストの作成や研修が必要	マニュアル、チェックリスト、クレド、第三者の関与ルールなど、足立福祉事務所で統一的に運用していく あわせて研修にも活用し、透明性の担保を図る	それぞれの作成時期に応じて実施
12	「足立区庁内取締規則」に基づく足立区としてのルールを足立福祉事務所各福祉課において掲示する等により周知する必要がある	足立福祉事務所内6福祉課において、相談者の目の届く場所に掲示し、周知する	令和6年4月から実施